失踪に関する届出の催告

次の申立人から不在者に対し失踪宣告の申立てがあったので、不在者は、公示催告期間満了の日までに当裁判所に生存の届出をしてください。届出がないときは、失踪宣告を受けることになります。また、不在者の生死を知る者は、同日までにその旨当裁判所に届け出てください。

平成２４年（家）第２１８号

沖縄県宜野湾市我如古１丁目39番18号
申立人　仲宗根米年
本籍沖縄県中頭郡読谷村字儀間９番地、最後の住所本籍に同じ
不在者　仲宗根明徳
大正10年12月20日生
公示催告期間満了日　平成25年３月１日
那覇家庭裁判所沖縄支部

失 踪 宣 告

平成２３年（家）第５６８号

本籍島根県益田市内田町イ91番地、最後の住所山口県光市室積東ノ庄14―26株式会社光市観光センター寮
不在者　伊藤　幹雄
昭和31年11月27日生
平成24年11月28日失踪宣告審判確定
山口家庭裁判所周南支部裁判所書記官

平成２４年（家）第３号

本籍大分県佐伯市大字長谷962番地、最後の住所本籍に同じ
不在者　柴田　助一
昭和８年12月15日生
平成24年11月27日失踪宣告審判確定
大分家庭裁判所佐伯支部裁判所書記官

平成２３年（家）第６３号

本籍沖縄県国頭郡本部町字具志堅1160番地、最後の住所沖縄県名護市字宮里452番地２コーポあさひ105号
不在者　具志堅美幸
昭和42年12月10日生
平成24年11月23日失踪宣告審判確定
那覇家庭裁判所名護支部裁判所書記官

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２４年（フ）第３４９号

愛知県江南市般若町前山８番地
債務者　有限会社菱川家電サービス
代表者取締役　菱川　邦廣
１　決定年月日時　平成24年12月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　岡田　千絵
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月８日午前10時15分
名古屋地方裁判所一宮支部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２４年（フ）第４１８号

神奈川県秦野市南が丘２丁目２番地２―504
債務者　中村　栄美
１　決定年月日時　平成24年12月６日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　三川真由美
４　破産債権の届出期間　平成25年１月７日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月６日午前11時
６　免責意見申述期間　平成25年１月31日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第６６１号

神奈川県厚木市恩名５丁目５番30―108号
債務者　梶原　浩嗣
１　決定年月日時　平成24年12月６日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　大森　　淳
４　破産債権の届出期間　平成25年１月７日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月６日午後１時30分
６　免責意見申述期間　平成25年１月31日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第６２４号

岡山市東区升田153番地15
債務者　本行　洋一
１　決定年月日時　平成24年12月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　長谷川　威
４　破産債権の届出期間　平成25年２月１日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年２月20日午後３時
６　免責意見申述期間　平成25年２月１日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第８３号

福島県いわき市泉玉露２丁目14番地の23コーポ扇田101、前住所福島県いわき市泉町黒須野字早稲田237番地の53
債務者　小林　一三
１　決定年月日時　平成24年12月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　越前谷元紀
４　破産債権の届出期間　平成25年１月７日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月11日午前11時
６　免責意見申述期間　平成25年２月４日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２４年（フ）第２６８号

茨城県つくばみらい市西ノ台８番地８
債務者　武井　文雄
１　決定年月日時　平成24年12月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　風間　治人
４　破産債権の届出期間　平成25年１月４日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年２月27日午前10時
６　免責意見申述期間　平成25年２月４日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２４年（フ）第６０７７号

大阪府箕面市瀬川１丁目18番12号
債務者　清水　英幸
１　決定年月日時　平成24年12月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　松原　浩晃
４　破産債権の届出期間　平成25年１月18日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年２月18日午後３時
６　免責意見申述期間　平成25年２月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６２０６号

大阪府吹田市佐井寺４丁目14番７―202号
債務者　内山　重広
１　決定年月日時　平成24年12月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　越田　英理
４　破産債権の届出期間　平成25年１月18日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年２月18日午後３時30分
６　免責意見申述期間　平成25年２月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３１１号

福岡県久留米市荒木町荒木1316―２、住民票上の住所福岡県久留米市日吉町21番地３
債務者　執行　整二
１　決定年月日時　平成24年12月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　塩澄　哲也
４　破産債権の届出期間　平成25年１月７日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月４日午前10時30分
６　免責意見申述期間　平成25年２月４日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２４年（フ）第３３９号

徳島市佐古五番町４番11号
債務者　林　　英男
１　決定年月日時　平成24年12月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　端村　　亮
４　破産債権の届出期間　平成25年１月７日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年２月25日午前11時35分
６　免責意見申述期間　平成25年２月５日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３３９号

北海道茅部郡森町字砂原西４丁目258番地１
債務者　加藤　松吉
１　決定年月日時　平成24年12月６日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　山内　良輔
４　破産債権の届出期間　平成25年１月18日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月５日午後４時
６　免責意見申述期間　平成25年２月７日まで
函館地方裁判所